

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q1	事前確認	登録確認機関とは何ですか。	登録確認機関は、不正受給や一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、一時支援金の給付に係る申請を希望する者（申請希望者）が、「事業を実施しているのか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等についての事前の確認を行う機関となります。
Q2	事前確認	登録確認機関での事前確認内容について教えてください。	不正受給や一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請予定者が、①実際に事業を実施しているか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を、帳簿等の予め定めた書類の有無や宣誓内容等に関する質疑応答等により確認します。
Q3	事前確認	登録確認機関での事前確認方法について教えてください。	事務局が登録した「登録確認機関」によって、原則として、インターネットを利用したテレビ会議又は対面で「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認を行います。 ただし、申請希望者が登録確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等である場合には、電話で「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって代えることができます。 なお、その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が登録確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。
Q4	事前確認	事前確認に必要な書類はありますか。	事前確認では、下記の資料が必要です。ただし、登録確認機関の会員、事業性の与信取引先、顧問先等の場合は、①～④は省略することができます。その場合は、⑤のみをお手元にご準備ください。 ①本人確認書類 / 履歴事項全部証明書（中小法人等のみ） ②收受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え ③2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等） ④2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳 ⑤代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」（事務局のWEBサイトからダウンロード）  フォーマットはこちら↓  <a href="https://ichijishienkin.go.jp/assets/files/sensei_doui.pdf">https://ichijishienkin.go.jp/assets/files/sensei_doui.pdf</a>  ※視覚や手指等に障害があり、自署の署名ができない場合の対応は、「3. 申請に必要な書類について」のQ16参照

## よくある質問

(2021年3月23日時点)

### 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q5	事前確認	登録確認機関は、どのように探せばよいのでしょうか。	商工会／商工会議所の会員の方は商工会／商工会議所に、農協／漁協の組合員の方は農協／漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業など、事務局のホームページに掲載されている身近な登録確認機関に事前確認を依頼してください。なお、登録確認機関である団体等の会員、事業性の与信取引先、士業の顧問先等の場合、事前確認において、電話での質疑応答のみに省略することが可能です。
Q6	事前確認	身近な登録確認機関が存在しない場合は、どうすればよいのでしょうか。	事前確認を行っていただける登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談いただくか、事務局が設置するホームページの検索サイトで登録確認機関をご確認ください。
Q7	事前確認	事前確認は無料なのでしょうか。	中小企業庁から登録確認機関に対して、1件1,000円で事務手数料をお支払いすることで、事前確認を受ける事業者の負担が発生しないようにしております。一方で、中小企業庁からの事務手数料を辞退する登録確認機関は、個別に事業者に対して、対価（報酬）を請求する場合があります。中小企業庁から登録確認機関に対しては、その場合であっても、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いしております。

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q8	登録確認機関向け	どのような機関・者が登録確認機関として登録できますか。	<p>認定経営革新等支援機関、認定経営革新等支援機関に準ずる機関、個別法に基づく士業関連機関・者から登録確認機関を募集しております。</p> <p>具体的には以下の通りです。</p> <p>①認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、地域の支援センター、よろず支援拠点の実施機関、民間コンサルティング会社等）</p> <p>②認定経営革新等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会及び商工会連合会</li> <li>・商工会議所</li> <li>・農業協同組合及び農業協同組合連合会</li> <li>・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</li> <li>・預金取扱金融機関</li> <li>・都道府県中小企業団体中央会</li> </ul> <p>③その他個別法に基づく士業関連機関・者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士</li> <li>・税理士法人</li> <li>・公認会計士</li> <li>・中小企業診断士</li> <li>・監査法人</li> <li>・行政書士</li> <li>・行政書士法人</li> <li>・青色申告会連合会</li> <li>・青色申告会</li> </ul>
Q9	登録確認機関向け	登録確認機関への登録申込はどのように行えばよいですか。	<p>「認定経営革新等支援機関」または「その他個別法に基づく士業関連機関・者」の場合には、経済産業省の以下のホームページの「登録確認機関の登録申込方法」に掲載している登録申込フォームから登録の申し込みを行ってください。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html</a></p> <p>認定経営革新「等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関」については、全国団体経由で登録を受け付けております。</p>

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q10	登録確認機関向け	いつから登録確認機関の登録申込が開始されますか。	登録の申込期間は、2021年2月22日から2021年4月21日までとなっております。 期間につきましては、一時支援金の申請状況や登録確認機関の登録状況を踏まえて変更する可能性があります。
Q11	登録確認機関向け	登録確認機関の登録申込に当たっては、どのような情報を提出すればよいのですか。	<p>1. 法人の場合            (1) 申込フォームへの記入内容            ①属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）            ②登録番号（認定経営革新等支援機関番号、土業等登録番号、金融機関コード等）            ※該当する番号が無い場合は記入不要            ③法人名            ④法人番号            ⑤本社所在地            ⑥代表者氏名            ⑦連絡窓口の担当者部署、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）            ⑧アカウント登録を希望する担当者の氏名等、連絡先（電話番号、メールアドレス）            ⑨法人のホームページ（任意）            ⑩その他事務局が定める項目</p> <p>2. 個人事業主の場合            (1) 申込フォームへの記入内容            ①属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）            ②登録番号（認定経営革新等支援機関番号、土業等登録番号等）            ③屋号            ④代表者住所            ⑤事業所所在地            ⑥代表者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、生年月日            ⑦アカウント登録を希望する担当者の氏名等、連絡先（電話番号、メールアドレス）            ⑧個人事業主のホームページ（任意）            ⑨その他事務局が定める項目</p>

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q12	登録確認機関向け	登録確認機関ではないが、申請希望者がきた場合、どうすればよいですか。	<p>一時支援金の申請希望者専用の相談窓口をご案内ください</p> <p>〈申請希望者専用の相談窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーダイヤル：0120-211-240</li> <li>・IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479 ※通信料がかかります</li> </ul>
Q13	登録確認機関向け	事業確認通知番号を発行した後に、登録確認機関で対応することはありますか。	<p>確認結果は、事務局に自動的に通知されますので、通知に関する特段の作業は必要ありません。</p> <p>また、申請者希望者に事前確認通知番号をお伝えする必要もございません。</p> <p>事務局から全ての一時支援金の給付が終了した段階で、事前確認通知番号を発行した者のうち、給付に至った者をご連絡いたします。</p> <p>万が一、自らが事前確認通知番号を発行していない事業者に対して給付されていることを覚知した場合には、事務局の相談窓口まで、その旨を報告してください。</p> <p>〈登録確認機関専用の相談窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーダイヤル：0120-886-140</li> <li>・IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475 ※通信料がかかります</li> </ul>
Q14	登録確認機関向け	事業確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったことが判明した場合、登録確認機関に責任を問われることはありますか。	<p>登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。</p> <p>ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>不正な行為が行われているおそれがある場合には、事務局から問合せを行う場合があります。</p>
Q15	登録確認機関向け	登録確認機関は、自らの事前確認を行うことができるのでしょうか。	<p>自らを対象に事前確認することはできません。登録確認機関が、一時支援金の申請を行うために事前確認を受ける場合には、他の登録確認機関の事前確認を受けてください。</p>
Q16	登録確認機関向け	申請者が緊急事態宣言の影響を受けているかなど、給付対象者かどうかの判断も行う必要がありますか。	<p>登録確認機関には、事前確認マニュアルに則った形式的な確認を行っていただくこととしており、当該確認内容を超えて、申請者が給付対象であるかの判断を行う必要はありません。申請希望者から給付対象かどうかの相談があった場合には、掲載されている資料に基づき助言いただくか、事務局の相談窓口をご紹介ください。</p>

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q17	登録確認機関向け	申請者の緊急事態宣言影響に関する保存書類の内容についても、確認する必要がありますか。	緊急事態宣言の影響に関する書類の保存義務があることや、中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているかについては、事前確認マニュアルに基づき質問していただきますが、申請者の保存書類の内容まで確認する必要はありません。
Q18	登録確認機関向け	事前確認を行った申請者が不給付となった場合や不正受給を行った場合に、登録確認機関の責任が問われることはありませんか。	事前確認マニュアル等に基づく方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、申請者が不給付となっても責任を負うことはありません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に対して、事前確認通知番号を発行するなど、不正な行為を行った場合は、この限りではありません。
Q19	登録確認機関向け	会員や顧問先、事業性の与信取引先ではない事業者からの事前確認の依頼があった際に、お断りしてもよいのでしょうか。	自らの会員や顧問先、事業性の与信取引先以外からの求めがあった場合においても、可能な範囲でご対応いただけますようお願いいたします。その上で、実施ができない場合には、その旨をご説明いただいた上で、事前確認を行わないことを判断しても差し支えありません。その場合、申請希望者に対しては、事務局の相談窓口にご相談いただくか、事務局が設置する検索サイトで他の登録確認機関をお調べいただくようお願いいたします。
Q20	登録確認機関向け	検索サイトに記載されている情報を更新したいが、どのようにすればよいのでしょうか。	事務局の相談窓口（登録確認機関専用）にお問い合わせください。なお、情報の更新には、お時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。
Q21	登録確認機関向け	メールや郵送による事前確認を行ってもよいのでしょうか。	本人確認が必要なため、インターネットを利用したテレビ会議や対面で実施してください。また、自らの団体の会員や顧問先、事業性の与信取引先であれば、電話による質疑応答のみの確認に省略することが可能です。
Q22	登録確認機関向け	テレビ会議システムでどのように本人確認や帳簿の確認を行えばよいのでしょうか。	申請希望者に画面で見えるように書類を映してもらってください。どうしても見ることができない場合には、事前確認を終了し、他の手段での実施をご検討ください。
Q23	登録確認機関向け	2019年又は2020年の中から任意に選んだ複数の年・月における法人との取引書類を確認するとあるが、公共料金や家賃でもよいのでしょうか。	可能な限り、通常の事業用の取引書類を確認していただければと思いますが、宛先が法人名・屋号になっているなど、事業用に使用している施設での公共料金や家賃の支払であることが確認できるのであれば、公共料金を確認していただいても結構です。

## よくある質問

(2021年3月23日時点)

### 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q24	登録確認機関向け	2019年又は2020年の中から任意に選んだ複数の年・月における法人との取引書類を確認するとあるが、緊急事態宣言地域の事業者との取引書類でなければいけないのでしょうか。	事業を実施しているかを確認する趣旨なので、緊急事態宣言地域の事業者との取引に限定しておりません。
Q25	登録確認機関向け	宣誓・同意事項に関する質問について、意味が分かれば、記載のとおり読み上げなくてもよいのでしょうか。	事前確認マニュアルに記載のとおり質問してください。その上で、追加的に質問していただくことや補足していただくことは差し支えありません。
Q26	登録確認機関向け	先に事前確認マニュアルに基づき確認を行い、後でまとめてシステムに登録してもよいのでしょうか。	原則として、事前確認マニュアルに記載のとおり、登録確認機関のシステムを操作しながら事前確認を行っていただくことを想定しています。ただし、職員個人にインターネット回線の繋がったパソコンが割り当てられていないなど、システムを操作しながら事前確認を行うためのネットワーク環境が整っていないといった特段の事由がある場合には、この限りではありません。
Q27	登録確認機関向け	事前確認と併せて申請のサポートも行ってよいのでしょうか。	事前確認を行った後に、併せて、申請のサポート（申請手続きやWEB申請システムの操作方法の説明等）を行っていただいても結構です。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますので、ご注意ください。
Q28	登録確認機関向け	視覚や手指等に障害がある方から事前確認の依頼があった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。	第三者の同伴のもとで対面で事前確認を行うなど、柔軟に対応してください。
Q29	登録確認機関向け	申請希望者は事前確認を第三者に委任することができますか。	中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任することはできます。一方で、個人事業者等の場合には、本人が事前確認を受ける必要があります。なお、本人が未成年であるなど、合理的な理由がある場合には、第三者による同伴を認めます。
Q30	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「3」に関連して、書類の有無の確認について、書類に記載されている内容は確認しなくてよいのでしょうか。	書類の内容を子細に確認する必要はありませんが、確定申告書又は帳簿書類等として体裁が整っているかについては確認してください。例えば、確定申告書であれば、収受日付印の押された所定のフォーマットであるかを確認してください。帳簿書類であれば、日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されているものがあるか、また、それに関連した領収書や請求書等が複数あるかを確認してください。なお、確定申告書の控えについては、その写しであったとしても問題ありません。

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q31	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「5」に関連して、どのような場合に不審な点があると言えるでしょうか。	例えば、自らが持参した書類が何であるかを理解していない場合、質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、売買の取引数が著しく少ない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。
Q32	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「5」に関連して、事業に関する書類が存在しない合理的な理由とは何でしょうか。	例えば、個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等が挙げられます。
Q33	登録確認機関向け	本紙（事前確認への協力依頼）2.（3）及び別紙2の「5」に関連して、申請希望者から回答のあった事業概要について、どのような場合に不審な点があると判断すればよいでしょうか。	質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、回答に著しく時間を要している場合、回答に整合性がない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。
Q34	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「6」に関連して、申請希望者が質問内容に対して「分からない」と回答した場合はどのように対応すればよいでしょうか。	質問の趣旨を丁寧にお伝えください。それでも「分からない」との回答があった場合には、事前確認を終了して、事務局の相談窓口にお問い合わせいただくか、事務局のホームページをご覧ください。
Q35	登録確認機関向け	別紙2の「6」に関連して、事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であってもチェックを付けてよいのでしょうか。	事業を実施していれば、給付要件を満たす限りは、サラリーマン、アルバイト、学生であっても給付対象になります。そのため、事業を実施していれば、チェックを付けていただいても構いません。
Q36	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「6」に関連して、自らが、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けているのか、どのような証拠書類を保存すればよいかを問われた場合はどのように回答すればよいですか。	今後、事務局のホームページに掲載予定の資料に記載された内容を参考に具体例をお伝えください。具体例に当てはまらない場合については、事務局の相談窓口にご相談するようお願いいたします。なお、登録確認機関には、申請希望者の「帳簿等の予め定められた書類の有無」や「宣誓内容等を正しく理解しているか」について、事前確認をしていただくこととしており、その宣誓内容が正しいかどうかまで、確認する必要はありません。また、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、仮に申請者の宣誓内容が事実と異なっていたとしても、責任を求めることはありません。
Q37	登録確認機関向け	別紙2（事前確認マニュアル）の「8」に関連して、どの程度不審な点があった場合に事務局に報告すればよいですか。	例えば、申請希望者が、「自身は給付要件を満たさない」といった趣旨の発言を行った上で、その発言を撤回して、その後に質問事項には適切に回答した場合等が挙げられます。

# よくある質問

(2021年3月23日時点)

## 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q38	登録確認機関向け	事前確認事項を満たさないにもかかわらず、事前確認通知番号の発行を依頼された場合はどのように対応すればよいですか。	事前確認事項を満たさないと申請ができない旨をご説明いただいた上で、事前確認を終了してください。
Q39	登録確認機関向け	事前確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったことが判明した場合、登録確認機関に責任を問われることはありますか。	登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。（そうしたことが行われているおそれがある場合には、事務局から問合せを行う場合があります）。
Q40	登録確認機関向け	業務が繁忙な場合や自らの会員等ではない申請希望者から事前確認の依頼があった場合、断ってもいいのでしょうか。	自らの会員、顧問先又は事業性融資先等から求めがあった場合には、積極的に対応いただけますようお願い申し上げます。また、自らの会員、顧問先又は事業性融資先等以外からの申請希望者から事前確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが事前確認を実施できない旨を説明した上で、事前確認を行わないことを判断しても差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関を検索するか、事務局の相談窓口まで問い合わせるようお願い申し上げます。
Q41	登録確認機関向け	国からの事務手数料に加えて、申請希望者に対価（報酬）を求めてもよいですか。	事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退する場合には、この限りではありません。また、事務手数料の支払を受ける場合であっても、申請希望者から申請のサポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）の対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟に対応いただくようお願いいたします。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご注意ください。
Q42	登録確認機関向け	融資先の子会社や関連会社は、「自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等」として、確認プロセスを省略してよいですか。	登録確認機関が融資先の連結子会社として決算書を直接確認しているなどといった場合であれば、確認プロセスを省略し、電話で、別紙2（事前確認マニュアル）の「1. 及び6. ～8. 」のみについて確認することをもって代えても構いません。

## よくある質問

(2021年3月23日時点)

### 5. 事前確認について

参照資料：経済産業省HP掲載 事前確認への協力依頼・事前確認マニュアル等

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/jizen.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/jizen.html)

No.	分類	質問	回答
Q43	登録確認機関向け	預貯金口座の開設や共済への加入をしている事業者、組合員については、事業性融資は行っていなくとも確認プロセスを省略してよいですか。	登録確認機関が、顧客たる事業者、組合員について、契約に基づいて帳簿書類等を直接確認しているなどの事情がない場合に、「預貯金口座の開設」や「共済への加入」だけをもってして、確認プロセスを省略することはできません。
Q44	登録確認機関向け	視覚や手指等に障害がある方から事前確認の依頼があった場合は、どのように対応すればよいですか。	第三者の同伴のもとで対面で事前確認を行うなど、柔軟に対応してください。